

男鹿市生涯学習推進計画（第4次）

地域社会の教育力を生かし、自らの人格を磨き、
豊かな人生を送る生涯学習を求めて

（令和3年度～7年度）

令和3年3月

男鹿市教育委員会

男鹿市生涯学習推進計画（第４次）の策定にあたって

男鹿市では、平成１８年度に生涯学習の方向性を定める「男鹿市生涯学習推進計画（第１次）」を策定し、その後、平成２３年度には第２次計画、平成２７年度には第３次計画を策定し、市民がいつでも自由に学習できる機会を選び、学び、その成果を地域社会に生かせる生涯学習社会の推進を図ってまいりました。

情報通信技術の著しい進歩や少子高齢化、国際化の急速な進展など、社会を取り巻く状況はめまぐるしく変化し、加えて、家族形態の変容やライフスタイルの多様化などにより、市民の生涯学習を取り巻く環境も大きく変わる中、学習を通じた仲間づくりや地域とのつながりは、これまで以上に求められており、学習を軸とした地域コミュニティの形成も生涯学習の大きな役割となっております。

本市では、令和２年１２月に「男鹿市総合計画」を改訂し、市民の夢の実現に向かう活力はまちづくりの源であり、その活力は本市の発展を牽引していくものと考えます。

「オール男鹿」で、本市の将来あるべき姿を市民とともに考え、行動する協働のまちづくり、それぞれの夢の実現に向けて、だれもが健康に暮らせる地域社会の形成をまちづくりの根幹として考え、「健康・教育・環境でみんなが夢を実現できるまち」を都市像とし、９つのまちづくりの基本目標を示しました。そこでは、教育の振興、地域文化の振興として、学校教育の質の向上、学校教育環境の整備、生涯学習の推進、生涯スポーツ活動の推進、地域文化の振興に関する基本施策を掲げています。

この度策定しました「男鹿市生涯学習推進計画（第４次）」は、その方針や基本施策を受け、市民の学習活動を総合的に推進するための指針とするものであります。本計画には、一人一人の生きがいつくりや自己実現だけではなく、生涯学習が豊かな地域づくり・コミュニティづくりに資するものとして、さまざまな場面で人と人のつながりが生まれ、広がるようにとの願いが込められています。市民の皆さんとともに「オール男鹿」で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの方々に心よりお礼を申し上げます。

令和３年３月

男鹿市教育委員会 教育長 栗 森 貢

男鹿市生涯学習推進計画（第4次）目次

第1章 基本構想

1. 生涯学習推進計画（第4次）策定の趣旨	1
2. 生涯学習推進計画の性格	1
3. 生涯学習推進計画の期間	1
4. 生涯学習推進計画の視点・範囲	1
5. 生涯学習の意義	2
6. 生涯学習推進計画の基本目標	2
7. 生涯学習推進計画の基本的な考え方	2
8. 生涯学習推進計画の方向	3

第2章 基本計画

I. 生涯学習機会の充実

1. 家庭教育の充実	6
2. 生涯学習における学校教育の充実	7
3. 生涯学習の振興	9
4. 地域文化の振興	10
5. 生涯スポーツ活動の推進	12

II. 生涯学習推進体制の整備

1. 学習情報提供の充実	14
2. 学習相談体制の充実	14
3. 地域の交流活動の振興	15
4. 各種団体等の育成と支援	16
5. 学習成果を活かすための環境整備	17
6. 指導者の確保	18
7. 生涯学習関連施設の計画的な整備	18

資料編

組織機構及び事務分掌	20
男鹿市生涯学習推進計画（第4次）策定のあゆみ	21

第1章

基 本 構 想

1. 生涯学習推進計画（第4次）策定の趣旨

近年、趣味や学習活動・地域活動への参加を望む市民の声のさらなる高まりとともに、学習内容に対する要求が多様化かつ高度化してきています。情報化や少子高齢化等の社会情勢や生涯学習を取り巻く環境の変容への対応、また、「男鹿市生涯学習推進計画（第3次）」の計画期間の終了（令和2年度）や、「男鹿市総合計画」の改訂をうけ、このたび「男鹿市生涯学習推進計画（第4次）」を策定します。

本市の総合計画の施策の一つに、「地域への理解が深まるよう、伝統行事や地域行事への参加を働きかけ、社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、奉仕活動などへの参加を促進するなど、青少年教育の充実を図ります。また、市民の多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、生涯学習奨励員等と連携して学習機会の充実を図るほか、学んだことが地域社会に還元される社会の実現を目指す」ことがあげられています。

本計画は、本市の生涯学習における特徴を活かしながら、生涯学習事業推進の指針として策定するものです。

2. 生涯学習推進計画の性格

この計画は、「男鹿市総合計画」との整合性を図り、生涯学習推進の観点に立って「男鹿市民憲章」及び「男鹿市教育大綱」の理念の具現化を目指すものです。

3. 生涯学習推進計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4. 生涯学習推進計画の視点・範囲

この計画の策定及び実施にあたり、以下の点に配慮します。

- (1) 生涯学習の主体は市民一人一人であることから、すべての市民の主体的な学習活動を尊重し、学習に関する様々なニーズを十分踏まえたものとする。
- (2) 本市における、これまでの生涯学習に関する取り組みの経緯や、行政のあらゆる部・課等で実施されてきた関連事業の状況などを十分把握したものとする。
- (3) この計画の事業対象は、男鹿市が行う生涯学習関連事業とするが、高校・

大学などの教育機関や民間団体が提供する学習の機会なども考慮に入れながら、各教育機関等と連携を図り推進していくものとする。

- (4) 国や県の動向を注視しつつ、近隣市町村の状況にも留意したものとする。

5. 生涯学習の意義

生涯学習は、人々が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるように、あらゆる機会や場所において、自発的意思に基づき、生涯を通じて行う学習であるといわれています。また、学校教育や生涯学習における意図的、組織的な学習活動だけではなく、スポーツや文化、芸術、趣味・レクリエーション、ボランティアなど、人々の様々な活動の中で行われます。

私たちの生活を取り巻く環境は、情報化や国際化、科学技術の発展などにより、便利で豊かなものとなってきました。しかしその反面、新しい知識や技術を身に付け情報を扱う技術に習熟している人とそうでない人との格差が生まれてきております。グローバル化の中で急激な社会の変化に伴い、環境問題や経済摩擦、資源・エネルギー問題などをはじめとして、少子化問題や人口減少、郷土文化の衰退なども現代的な課題として浮かび上がってきています。

このような中で、市民一人一人が生涯にわたり健康で、生き生きと活動的な人生を送るためにも、相互扶助の精神をもちながら学び合い、楽しく触れ合うことが大切であります。

6. 生涯学習推進計画の基本目標

本市では、市民が生涯にわたって、生きがいのある充実した人生を送るため、いつでも、どこでも、だれでも、自由に学ぶことができ、また、学習した成果が社会に活かされる環境づくりを目指しています。

平成27年度に「男鹿市生涯学習推進計画（第3次）」を策定し、この計画に基づき生涯学習の施策を展開しておりますが、令和2年度に5年間の計画が終了することに伴い、これまでの成果を検証するとともに、新たな「男鹿市総合計画」を受けて「男鹿市生涯学習推進計画（第4次）」を策定するものです。

本計画は、本市の独自性を生かした生涯学習の環境を実現するための基本的な考え方や方向性を示すものです。

7. 生涯学習推進計画の基本的な考え方

- (1) 市民の学習ニーズに対応する学習の環境づくり
1) 多様化、高度化する学習ニーズへの対応

- 2) 学習機会の内容、方法、場所、時間等の柔軟な設定
- (2) 社会の変化に対応した学習活動の推進
 - 1) 現代的課題についての学習と理解
 - 2) 身近な課題についての学習機会の充実
- (3) 生きがいに満ちた活力ある社会を目指す生涯学習の推進
 - 1) 地域ぐるみによる生涯学習の推進
 - 2) 共に学び、助け合えるような環境づくり
- (4) ライフステージに応じた学習機会の充実
 - 1) 乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期の各ライフステージに応じた学習支援
 - 2) 生涯各期の課題の把握と学習機会の充実
- (5) 地域の教育力の向上と青少年の学校外活動の充実
 - 1) 学校、家庭、地域の連携・協働
 - 2) 青少年の地域活動に関わる体制づくり
- (6) 学習成果を生かす環境づくり
 - 1) 学習成果を発表する場の提供と整備
 - 2) 指導者、ボランティア等として活動できる環境の整備
- (7) 生涯学習ネットワークの形成
 - 1) 行政内の事業の連携と情報交換
 - 2) 関係機関、団体等との連携強化
 - 3) ネットワーク拠点の整備

8. 生涯学習推進計画の方向

- (1) 生涯学習機会の充実
 - 1) 家庭教育の充実

家庭教育の重要性についての啓発と、家庭の教育力の向上のため学習機会の充実や支援に努めます。また、子どもの健全育成のための様々な環境整備を進めます。
 - 2) 学校教育の充実

学校教育においては、コミュニティ・スクールの取り組みを踏まえた学校経営の推進を基盤に、「確かな学力の育成」「豊かな人間性の育成」「たくましい心と体の育成」「教職員の指導力を高める研修の充実」に向けた取り組みを推進します。さらに、学校と家庭、地域が一体となった教育活動を推し進め、生涯学習の基礎づくりを図ります。
 - 3) 生涯学習の振興

生涯学習においては、社会の要請や地域の学習者のニーズなども踏まえながら、各種学習機会の充実と地域で活動する諸団体への支援に努めます。

さらに、身近な生涯学習活動の拠点となるべき公民館や図書館等が地域住民に親しまれ、より多くの人たちに利用されるよう、サービスの充実と、青少年の学習活動の促進を図ります。

4) 芸術・文化の振興

市民文化祭をはじめとする各種の文化活動を盛り上げ、市民の芸術・文化への意識の高揚を図るとともに、他の地域との芸術文化交流や発表、鑑賞機会の充実を図ります。また、国指定重要無形民俗文化財の「男鹿のナマハゲ」（ユネスコ無形文化遺産）や「東湖八坂神社祭のトウニン（統人）行事」、国指定史跡の「脇本城跡」に代表される数多くの文化財を保存・継承するとともに、それらを創り出した風土や大地の営みを包括する「男鹿半島・大潟ジオパーク」の価値ある地質遺産等の保全と活用に努めます。

5) 生涯スポーツ活動の推進と「健幸都市」づくり

市民が年齢や体力、目的や障がいの状況に応じて気軽にスポーツ活動が行えるよう、指導者の育成を図るとともに、スポーツ施設の整備・充実に努めます。また、「健幸都市」づくりを推進していくために、これまで実施してきた各種スポーツに加え、健康の保持増進のためにウォーキング等の普及を図ります。

(2) 生涯学習推進体制の整備

1) 学習情報提供の充実

講座や教室、施設、指導者、ボランティアなどについて情報提供及び各所管や施設が連携・協力した情報ネットワークの整備と既存の情報提供手段の充実を図るとともに、学習に必要な情報が得られるよう、ホームページやアプリケーションの充実などICT機器が活用できる環境整備に努めます。

2) 学習相談体制の充実

学習相談に携わる専門的な知識を有する人材を確保し、行政の様々な相談機関や生涯学習関連施設と連携・協力を進めるなどして、相談体制の整備に努めます。

3) 地域の交流活動の振興

市民の自主的な学習活動を支援していくうえで、子どもと高齢者などの異世代間の交流をはじめ、地域の人々が情報交換できるよう、交流の機会や場の拡充に努めます。

4) 関係団体・グループの育成と支援

生涯学習、スポーツ、芸術・文化等の団体や少人数のグループなどが、様々な学習や活動を広く展開しています。これらの団体やグループの活動への支援を強化するとともに、団体・グループ間の連携・協力の促進を図ります。

5) 学習成果を生かすための環境づくり

学習成果を発表できる機会の提供を充実させ、人材バンクを活用し、地域や学習希望者へ紹介するなど、学習成果を生かせる環境づくりに努めます。

6) 指導者の確保

学習活動の中では、それぞれの分野で指導・助言を行う指導者の役割が重要となってきます。幅広い分野での人材の確保と指導者の登録・派遣等の整備に努めます。

7) 生涯学習関連施設の計画的な整備

地域の特性やバランスに配慮しながら、学習施設の計画的な整備を図ります。また、学習拠点として、公民館や図書館などが、より地域住民に親しまれるものとなるよう内容の充実に努めます。

第2章

基 本 計 画

I. 生涯学習機会の充実

1. 家庭教育の充実

生涯学習の原点となる家庭教育の重要性についての啓発と家庭の教育力向上のため、学習機会の充実や支援に努めます。また、子どもの健全育成のために環境整備を図ります。

(1) 現状と課題

家庭教育はすべての教育の原点であり、基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操や人格形成を育む上で、その重要性が指摘されています。

子どもは、乳児期から親の愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通して、様々なことを学んでいきます。特に、基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、善悪の判断など、社会的マナーを身につける上で家庭の果たす役割は極めて重要です。

本市においては、核家族化や少子化、共働きなどが顕著になってきています。また、過疎化の進行や人間関係の希薄化などから、地域の教育力の低下も指摘されています。さらに、インターネット利用の低年齢化に伴う有害情報やトラブルへの懸念、親の子どもに対するかかわり方にも過保護や過干渉、放任、育児不安の広がり等様々な問題が生じています。

このような現状から、子育てに不安を抱える親同士が、情報を交換し悩みを語り合ったり、親子一緒に楽しみながら学ぶ教室などを開催したりする子育てネットワークづくりが強く求められております。本市では、これらのニーズに応えるため、地域子育て支援センター事業の充実や幼保一体となった認定子ども園制度の活用などを通して、教育環境の整備や改善を図りながら教育の振興に努めています。

(2) 施策の方向性

1) 家庭の教育力の向上

乳幼児を持つ家族を対象とした家庭教育講座や親子のふれあい講座を開催します。また、中学生や高校生などの未来の親を含む世代に対する学習機会の提供、父親の積極的な家庭教育への参加を推進して、不安や悩みをやわらげるなど、子育てや教育への支援体制の充実を図り、家庭の教育力の向上に努めます。

2) 安心して子育てできる環境づくりへの支援

子育てについて悩んでいる親同士が話し合える場や自由に情報交換できる場の提供に努めるとともに、地域の親や子育て関係者から構成さ

れる「子育てネットワーク」と行政との連携を一層進め、積極的な支援を図ります。

3) 幼児教育への支援

幼稚園、保育園、小学校、子育て支援団体等との連携を密にして、基本的なしつけが身に付くよう家庭教育の充実に努めるとともに、幼児教育向上のための支援を行います。

4) 親子読書の推進

親と子が本を通して触れ合うことができるよう、読み聞かせなどの機会や場を設定し読書活動の推進を図ります。

(3) 具体的施策

1) 子育て講座の実施

2) 父親の子育て参加を考える集いの開催

3) 親子の絆を深める体験活動の実施

4) 子育てサークル等への支援

5) 子育て相談窓口の拡充

6) 幼稚園、保育園、学校、公民館、地域が連携・協働した家庭教育事業の展開

7) 家庭教育に関する情報提供と情報収集ができる場の充実

8) 絵本の読み聞かせや親子読書活動の推進

9) インターネットセーフティの推進

2. 生涯学習における学校教育の充実

男鹿市の学校教育においては、「ふるさと男鹿を愛し、すぐれた知性、豊かな心、たくましい体をもち、ふるさと男鹿の将来を担う子ども」を育成するため、子ども一人一人の個性や創造性を伸ばし、豊かな情操や実践力、道徳性を育てる教育活動を推進します。さらに、コミュニティ・スクールの効果的な運用により学校の活性化を図るとともに、地域に根差した教育の一層の充実と生涯学習の基礎づくりを図ります。

(1) 現状と課題

今、学校には、変化の激しい社会をたくましく生きぬき、郷土や社会を支え、世界に羽ばたく人材の育成が求められています。基礎学力の向上はもちろん、コミュニケーション力、課題解決力、論理的思考力など、社会の中で生きていく上で必要とされる能力の育成が課題となっています。

本市の各小・中学校においては、家庭・地域及び関係機関との連携による「コミュニティ・スクールの取り組みを踏まえた学校経営の推進」を基盤に、学校の活性化を図るとともに、総合的な学習の時間を核としたふるさと教育の充実に努めています。

また、子どもたちが学ぶことの意義や目的意識をもち、学ぶことの楽しさや価値を見出したり、自分がよりよく生きるための知恵として知識を得ることにより、生涯にわたって学習を続ける意欲や態度を身に付けたりすることができると考えます。

そのためにも、ふるさとの活性化などの地域課題の解決に向けて、確かな学力を育成していくことが必要です。子どもたちの主体的・協働的に学ぶ授業づくり、キャリア教育や英語教育における小・中連携や、地域のよさを再発見し発信する学習の推進が求められます。また、道徳教育やふるさと教育の充実による豊かな人間性の育成、体力・運動能力向上のための指導や食育の充実によるたくましい心と体の育成が求められます。全小・中学校に導入しているコミュニティ・スクールを核に、学校と家庭、地域や関係機関等が連携して取り組んでいくことが求められます。

(2) 施策の方向性

1) 学習機会の充実

生涯学習の基礎としての必要な資質や能力の育成と、子どもたちの学ぶ意欲や好奇心、探求心を育て、そのニーズに沿った学習機会の充実に努めます。

2) キャリア教育の充実

子どもの発達段階に応じ、地域とのかかわりを通して、社会の一員としての自覚及び将来の生き方や進路を考えさせるキャリア教育の充実に努めます。

3) 体験活動やボランティア活動の充実

ふるさとの自然や歴史・文化等に触れる体験的な学習やボランティア活動を推進し、心豊かな人づくりと生きる力につながる実践力を育てます。

4) 学校・地域施設の効果的な利用

学校を地域の学習施設の一つとして考え、より効果的な利用の促進に努めます。

5) コミュニティ・スクールの効果的な運用

家庭や地域が積極的に学校運営に参画し、質の高い教育を目指すコミュニティ・スクールが地域学校協働本部と連携し、地域とともにある学校づくりを推進します。また、地域と一体となって、活力ある学校運営

を進め、郷土への愛着を育むふるさと教育の充実を図ります。

(3) 具体的施策

- 1) 地域学校協働活動の実施（放課後子ども教室、協働活動等）
- 2) 地域の職場訪問や職場体験
- 3) 地域の清掃等ボランティア活動
- 4) ふるさと探訪の開催
- 5) 地域行事の情報提供と積極的な参加の呼びかけ

3. 生涯学習の振興

社会の変化や地域の学習者の意向などを踏まえながら、各種学習機会の提供と地域で活動する諸団体への支援に努めます。さらに、身近な生涯学習活動の拠点となるべき公民館や図書館等が、地域住民に親しまれ、より多くの人たちに利用されるよう、サービスの充実を図ります。

(1) 現状と課題

市民が行っている生涯学習の内容をみると、知識や教養を高めるものや健康の維持・増進を目的とするものが中心となっています。また、様々な人との交流や、仲間との活動を大切にしている人たちも多くみられます。

地域は、子どもにとって社会のマナーやルールを学ぶ場としての役割を担っており、大人にとっても、地域行事や諸活動への参加を通して視野を広げたり、協調性や絆の大切さを学んだり、あるいは、日頃の学習成果を発揮し、成就感や達成感を味わったりできる場として重要であります。

しかし、人口減少に伴う過疎化の中で家族中心の考え方が増え、コミュニティ機能の低下が進んでいます。そのため、地域行事への参加者も少なくなり、地域が、学びの場、協働の場として果たす役割は弱くなっています。

地域を取り巻く課題がこのように多岐にわたる今こそ、行政と学校、家庭、地域が一体となって問題を解決するため、市民によるボランティアやNPOなどの自主的な活動が有効となります。行政は、これらの活動の支援に努め、市民の身近な公共施設である公民館や図書館が、学習者のニーズと時代に即した多様な学習内容を提供することが求められます。

(2) 施策の方向性

- 1) 社会の変化や学習者の意向などを踏まえた学習環境づくり

現代的課題についての学習や多様化、高度化する学習ニーズに対応できるように学習内容の質的な充実を図るとともに、時間や場所などを柔軟に設定するなど、学習環境の整備に努めます。

2) 地域に親しまれる学習施設の充実

公民館や図書館などをコミュニティーセンターとして活用しやすいように、資料や情報の提供を図るとともに、身近な学習施設として地域住民に親しまれるよう、ICTの利活用も含めた機能強化を進め、環境の整備やサービスの充実に努めます。

3) 青少年の学校外活動の充実

子どもたちが安全に過ごせる居場所づくりや積極的な地域活動への参加、地域課題の解決のために学校と家庭、地域が一体となり、取り組む体制の整備に努めます。

4) 地域の活力となる知と行動

個人の行動が新たな学習に結び付き、更には周囲を巻き込み、知と行動が循環する中で、人と人との結び付きを生み出し、地域社会の活性化につながるよう努めます。

5) グローバル社会への対応

市内の外国人登録者を対象に「日本語教室」を開催し、日本語の習得や伝統文化などを学習する機会の充実に努めます。

6) 高齢者や障がい者の社会参加の促進

高齢者の社会参加を促進するため、地域活動やボランティア活動、仲間づくり等を支援します。また、障がい者の社会参加を促進するために、スポーツ活動や芸術・文化活動、自然体験活動を通じて、多くの人々と触れ合う機会の拡充を図ります。

(3) 具体的施策

- 1) 市民の多様な学習ニーズに対応した学習内容と学習環境づくり
- 2) 生涯学習グループの育成と交流の場づくり
- 3) 青少年が地域活動へ積極的に参加する体制づくり
- 4) 青年リーダーの発掘
- 5) 学習成果を発表する機会の充実
- 6) 地域に親しまれる学習施設の充実
- 7) 学校と家庭と地域が連携・協働した子どもたちの安全な居場所づくり
- 8) 高齢者や障がい者の社会参加を促進する機会の充実
- 9) ICTによる情報を活用する力の育成

4. 地域文化の振興

1 地域文化の振興

施策の基本的な方向性

「男鹿のナマハゲ」や史跡「脇本城跡」など数多くの指定文化財は市民共有の財産であり、今後も保護・継承を図るとともに、貴重な地質遺産や景観について

も、保護・教育・持続可能な開発が一体的に管理されるジオパーク事業を推進します。

また、教養や趣味のための芸術文化活動を活性化するため、芸術文化交流や発表、鑑賞機会の充実を図ります。

現状と課題

国指定の重要無形民俗文化財「男鹿のナマハゲ」（ユネスコ無形文化遺産）、「東湖八坂神社祭のトウニン（統人）行事」、史跡「脇本城跡」など数多くの文化財は市民共有の財産であり、今後も保護・継承を図る必要があります。

教養や趣味のための芸術文化活動も各種団体などにより広く実践されていますが、一層の活性化を目指して、芸術文化交流や発表、鑑賞機会の充実を図る必要があります。

【基本施策】

1 芸術・文化の振興

（１）芸術文化活動の奨励

市民文化祭などの充実に努め、市民の芸術文化に親しむ意識の高揚を図るとともに、公民館の講座など各種教室を通じて創作活動を推進します。

（２）芸術・文化団体の育成

芸術文化団体の活動を活性化するため、情報提供や支援を行います。

（３）芸術・文化鑑賞機会の充実

各種団体による舞台公演、音楽会などを開催し、芸術や文化に関する鑑賞機会の充実に努めます。

2 文化財の保護・継承

（１）文化財保護意識の高揚と収蔵施設の整備

① 文化財保護に対する意識の高揚を図るため、本市に残る歴史民俗資料の収集や各種施設を活用した文化財の展示に努めます。

② 文化財に関連する調査報告書を刊行します。

（２）民俗文化財の継承と史跡の整備・活用

① 国指定重要無形民俗文化財「男鹿のナマハゲ」（ユネスコ無形文化遺産）、「東湖八坂神社祭のトウニン（統人）行事」などの保存及び振興を図ります。

② 民俗文化財の継承を図り、保存団体への支援や後継者育成を推進します。

③ 国指定史跡「脇本城跡」の調査、整備や城歩き等の認知度を向上

させるとともに、ふるさと学習や観光拠点としての機能向上に向けた整備に努めます。

(3) ジオパーク活動の推進

- ① 男鹿半島・大潟ジオパークの保護・保全に努めるとともに、観覧環境の向上を図り、地域の文化財や伝統行事、食や自然等と結びつけ、交流人口の拡大に努めます。
- ② 認定ジオガイドによるジオツアーの充実により、ジオツーリズムの質の向上に努めます。
- ③ 新たな教育プログラムの開発や観光コンテンツ導入を通じて、ジオパーク学習センターの拠点施設としての機能を向上させます。
- ④ 各種大会等の誘致や、他地域のジオパークとの連携により、グローバルな視点に立った活動を展開し、世界へ向けて男鹿半島・大潟ジオパークを発信していきます。

5. 生涯スポーツ活動の推進

施策の基本的な方向性

市民が体力や年齢に応じて気軽にスポーツ活動を行えるよう、指導者の育成を図るとともにスポーツ施設の整備・充実に努めます。また、「健幸都市」づくりを推進していくために、各種スポーツイベント開催のほか、健康の保持増進のために生涯スポーツ活動の充実・普及を図ります。

現状と課題

生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送る上で、スポーツの果たす役割には大きいものがあり、その重要性は増しています。

本市では、市体育協会や総合型地域スポーツクラブ等により、各種スポーツ教室の開催やウォーキングなどスポーツ活動が活発に行われています。

今後も市民が体力や年齢に応じて気軽にスポーツ活動が行えるよう、各種スポーツ施設の一層の活用を図っていく必要があります。

また、「健幸都市」づくりを推進していくために、体力や年齢、目的、障がいの状況に応じたスポーツ活動の充実・普及を図る必要があります。

【基本施策】

1 「健幸都市」づくりと生涯スポーツ活動の普及推進

- ① 市民が心身ともに健康で幸せな生活を営める「健幸都市」づくりを推進するため、日常生活のなかで気軽にスポーツを取り入れ、健康づくりや体力の保持増進を図ることができるよう、チャレンジデー・ミニチャレンジデーやウォーキングなどの普及に努めるとともに、体力や年齢、目的、障がいの状況に応じ

た生涯スポーツ活動や各種スポーツ教室の充実・普及に努めます。

② スポーツ推進委員等による活動の一層の充実を図り、生涯スポーツ活動の充実・普及に努めるとともに、スポーツに対する理解と関心を深め、市民が自発的に参加できる環境づくりに努めます。

③ 他分野との連携・協力により、体育施設来場者数の増加を図るほか、スポーツ参画人口の拡大に努めます。

2 スポーツ施設の整備充実

スポーツ施設の整備充実を図るとともに、各種スポーツイベントの開催やスポーツ合宿の誘致に努めます。

3 スポーツによるまちづくりの推進

① 競技レベルの高いスポーツ大会を継続して開催することで、競技人口の拡大や競技力向上に努めます。

② 各種スポーツ団体や各地区体育協会の自主的な活動を支援することにより、地域のスポーツ活動を促進します。

③ 地域社会における子どものスポーツ機会の充実に努めます。

Ⅱ．生涯学習推進体制の整備

1．学習情報提供の充実

講座、教室、施設、指導者、ボランティアなどに関する情報の提供や、各施設が連携・協力した情報ネットワークの整備など、既存の情報提供手段の充実に努めます。また、各種団体やサークル活動などの情報も視野に入れた幅広い学習情報の収集に努めます。

(1) 現状と課題

学習情報の提供については、学習内容に関する情報と学習に関する案内等があります。これらの学習情報は、学習者が求める適切な学習機会を紹介するとともに、学習への取り組みを促進し、継続して支援することで学習の質的向上を図るもので、生涯学習振興の重要な役割を担っています。

現在、本市における学習情報の提供は、市の広報誌、公民館情報誌及びホームページなどで行っています。今後、既存の情報提供媒体の一層の充実に努めるとともに、ＩＣＴを活用した情報提供システムや各所管、施設が連携・協力した情報ネットワークの整備が必要です。

(2) 施策の方向性

市民に学習機会の情報を提供するために、既存の情報提供媒体である市の広報誌、公民館情報紙及びホームページなどの一層の充実に努めます。

また、生涯学習活動の拠点となる公民館、図書館及び市民文化会館などの社会教育施設に、ＩＣＴ機器が活用できる環境を整備し、学習に必要な情報が得られるようにします。

(3) 具体的施策

- 1) 市民の学習ニーズに応じた情報提供の推進
- 2) 公民館や図書館などのネットワークの構築
- 3) 公共施設利用の案内システムの整備
- 4) 市の広報や公民館情報誌の充実
- 5) ＩＣＴを活用した情報ネットワークの整備

2．学習相談体制の充実

本市の生涯学習関連施設が連携・協力し、学習相談に携わる人材の確保や体制の整備に努めます。

(1) 現状と課題

学習相談の果たす役割として、学習情報の提供、学習意欲の醸成、市民の学習活動参加への問題把握、解決に向けての相談・助言などが考えられます。公民館と連携を図りながら、学習者への相談役として生涯学習奨励員を委嘱しています。

(2) 施策の方向性

1) 学習相談員の確保

専門性をもって学習相談に携わる生涯学習奨励員や地域学校協働活動推進員、ボランティアの確保と資質の向上を図ります。また、公民館、図書館、学校、福祉関係機関等との連携を図りながら、学習相談サービスの充実に努めます。

2) 学習者のニーズへの対応

学習者のニーズに応えられるよう、学習相談員は学習者の意見や要望に耳を傾け、市民の学習活動参加への問題点等を把握し、解決に向けての相談、助言等に努めます。

(3) 具体的施策

1) 学習相談に携わる生涯学習奨励員やボランティアの確保

2) 学習者のニーズの把握とサービスの充実

3) 障がい者に対する相談支援や情報提供の充実

3. 地域の交流活動の振興

市民の自主的な学習活動を支援し、育成していくうえで、子どもと高齢者の異世代間交流をはじめ、地域の人々が互いに情報交換を図られるようなふれあい交流の機会や場の拡充に努めます。

(1) 現状と課題

本市では、少子高齢化が進み、地域活性化を図るうえで、地域間交流は不可欠なものとなっています。このため、学習活動を通して、心の触れ合う活動や交流の場を地域社会に設けるとともに、子どもと高齢者の異世代間交流をはじめ、各地域の住民が触れ合う環境づくりが必要です。

(2) 施策の方向性

1) 住民自治組織の活性化

町内会など住民自治組織の相互の連携を促進し、地域活動に関する情報の共有化と、人材の育成に努めるとともに、活動の拠点となる集会施

設の整備や地域の特性を生かした自主的な活動を支援し、住民自治組織の強化を図ります。

2) 地域活動の推進

生涯学習活動を通じて人材を育成し、生涯学習団体や各学習団体との連携を強化した地域活動を推進します。また、市民憲章の積極的な普及・啓発に努めるとともに、地域づくりのための実践活動を展開し、地域間の交流や連携を深め、地域の連帯意識の醸成を図りながら、明るく豊かな住みよいまちづくりを進めます。

3) 異世代間の交流機会の充実

地域社会の中で、子どもと高齢者とのふれあい交流の場を拡充し、明るく豊かな住みよいまちづくりと青少年の健全育成に努めます。

(3) 具体的施策

- 1) 市民憲章の積極的な普及・啓発
- 2) 近隣の市町村との交流活動の推進
- 3) 子どもと高齢者のふれあい交流の機会の拡充
- 4) 地域の伝統的な文化・行事の継承

4. 各種団体等の育成と支援

本市では、生涯学習、スポーツ、芸術・文化等の団体等を通して、市民が様々な学習活動を広く展開しています。これらの団体等の活動について一層の支援と団体間の連携・協力の促進を図ります。また、団体等の自主的な学習活動の充実に努めます。

(1) 現状と課題

本市では、生涯学習関係団体を中心になって、地域における生涯学習事業の推進に積極的に取り組んでいます。市民の生涯にわたる学習機会を一層拡充するために、公民館と連携しながら、地域における学習相談や情報提供、学習グループの育成と強化、個人学習や集団学習を支援する必要があります。

(2) 施策の方向性

1) 生涯学習奨励員の活用

市民の生涯にわたる学習機会を一層拡充するために、生涯学習奨励員が、公民館と連携しながら、地域における学習相談や情報提供に努め、学習グループの育成を図ります。

(3) 具体的施策

- 1) 学習グループ・サークルの育成
- 2) 生涯学習奨励員の活動支援
- 3) 学習団体等のネットワークづくりの支援
- 4) インターネットの活用

5. 学習成果を活かすための環境整備

学習成果を発表できる機会や場の一層の充実を図るとともに、職場、地域等において学習成果を活かすことができる気運の醸成に努めます。

(1) 現状と課題

市民が生涯学習についての理解を深め、学習活動が活発になるにしたがって、適切な評価を得たい、知識や技能等を発表したい、学習成果を活かした活動がしたいと思うことは、学習者にとっては自然の要求ともいえま
す。学習の評価や成果の活用を促進し、学習者の活躍の場を拡大すると
ともに、自主的な活動を支援することが肝要です。学習者の中には、学習の
成果を今後の活動に役立てたいと考えている人が多く、行政と一体となっ
た市民主体の地域づくりのためには、ボランティアやNPOの活動が不可
欠であることから、その人材の確保と人材を活かした取り組みが必要です。

(2) 施策の方向性

1) 学習成果の適切な活用

学習成果や社会貢献活動が適切に評価されるよう、人材バンク登録の
整備と活用に努めます。

2) 学習成果を発表する場の充実

学習の成果を発表する機会として、市民文化祭及び地区文化祭、芸文
フェスティバル等の充実を図り、学習者の活動の支援に努めます。

(3) 具体的施策

- 1) 学習活動や社会貢献活動の評価の検討
- 2) 市民文化祭及び地区文化祭、芸文フェスティバル等の学習成果を発表する
機会の充実
- 3) 学習成果を活用した活動の充実
- 4) 学習成果を地域づくりに生かす機会の充実

6. 指導者の確保

学習活動の中で、それぞれの分野で指導・助言を行う指導者の役割が重要となってきます。このため、指導者に必要な資質や能力の向上を図るとともに、幅広い分野にわたって指導者の確保に努めます。

(1) 現状と課題

市民の学習意欲を喚起し、学習活動を支援していくうえで、学習の目的に合った指導をしたり、学習プログラムを提供したりする指導者の役割は大きなものがあります。

多様な学習需要に応えていくためには、生涯学習関係者、学校教育関係者のみならず、幅広い分野で専門的な知識・技術と生涯学習に対する豊富な経験と優れた知識・技能をもった人材が必要で、これらの人材の確保が求められています。

(2) 施策の方向性

1) 指導者・コーディネーターの確保

生涯学習関係者や学校教育関係者、有識者などの学習指導者と学習者を結びつける役割を果たすコーディネーターや地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員を確保します。

2) ネットワークづくりの推進

人と人のネットワークづくりと家庭教育、青少年教育、高齢者教育等を支援する指導者を確保するため、地域の人材を掘おこし、人材のネットワーク化を図るとともに、活動の場の提供に努めます。

(3) 具体的施策

- 1) 生涯学習関係者の研修の充実
- 2) 指導者の資質向上を目指した研修の奨励
- 3) 地域学校協働活動推進員等コーディネーターの確保
- 4) 指導者確保のための人材バンクの充実

7. 生涯学習関連施設の計画的な整備

地域の特性に配慮しながら、学習施設の計画的な整備を図ります。また、学習拠点として、公民館や図書館などが、より地域に親しまれるものとなるよう整備に努めます。

(1) 現状と課題

学習施設は、多様な学習機会や集会の場の提供など、地域における住民の学習意欲に応える施設であり、この生涯学習の場を確保するために施設の計画的な整備が必要です。

生涯学習の拠点と位置付けている公民館・図書館等、既存の施設の活用はもとより、学校の空き教室やパソコンルーム等の地域への開放など、生涯学習関連施設の在り方を検討し、計画的に整備する必要があります。

(2) 施策の方向性

1) 生涯学習関連施設の有効利用の推進

芸術・文化活動やスポーツ活動を振興するため、公民館・図書館・市民文化会館・ふれあいプラザハートピア・体育館・運動公園等の有効活用と、適切な利用を図るために施設設備の充実を図ります。

2) 学習活動を支える施設の活用

歴史資料や文化財等の貴重な資料を展示している施設と学校や地域との連携を深め、より有効な活用に努めます。

3) 市民の利用しやすい施設設備の充実

I C Tを利用した施設利用等の申請システムの構築や図書館の検索システムの向上を図り、誰もが利用しやすい施設設備の充実に努めるとともに、将来的な図書館整備について検討してまいります。

(3) 具体的施策

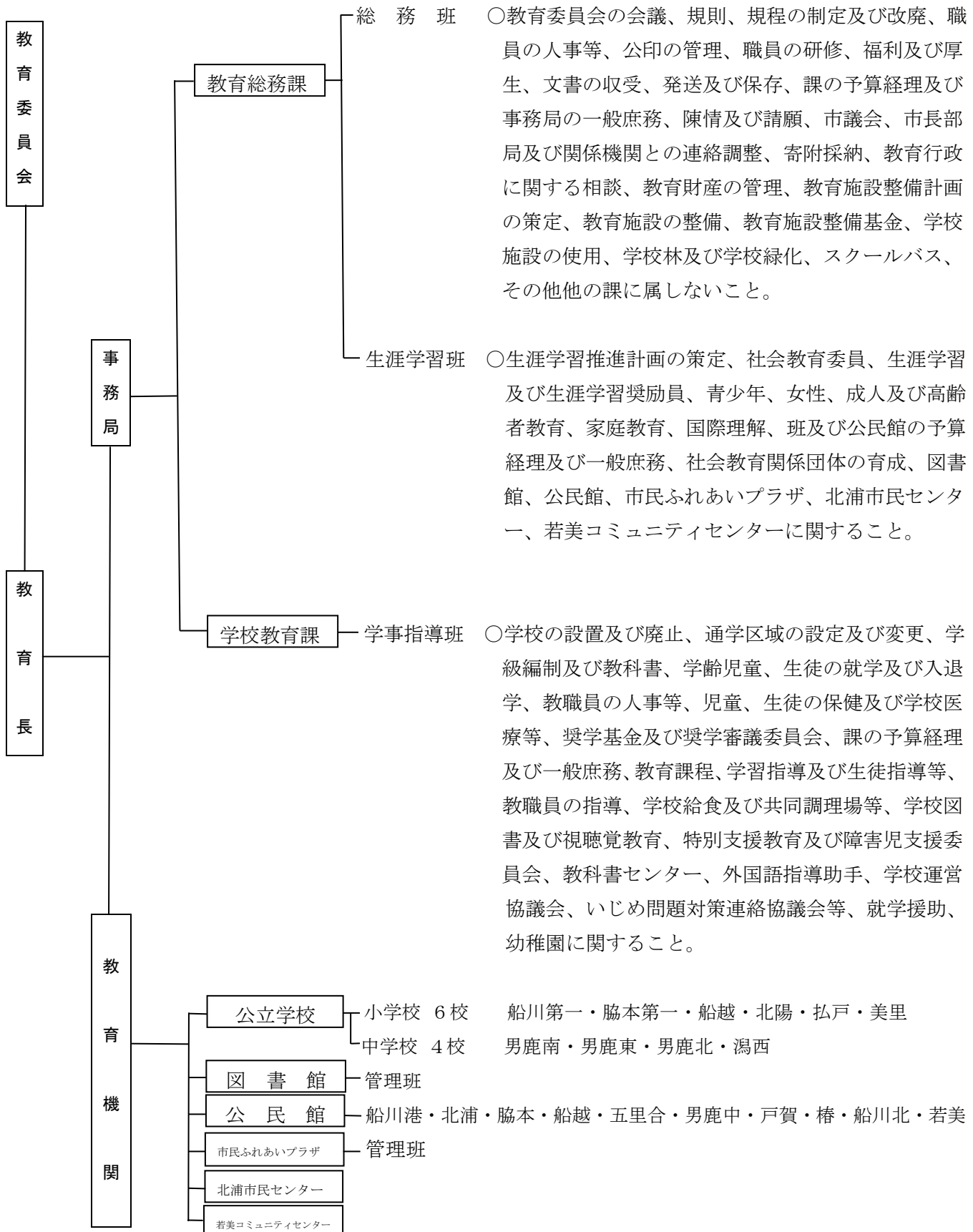
1) 学校施設を生涯学習の場とした利活用の推進。

2) 運動公園や文化会館、ハートピア等の生涯学習関連施設の整備と利用促進。

3) 歴史資料や文化財保存管理施設としての「若美ふるさと資料館」や「歴史資料収蔵庫」等の有効活用の推進。

4) I C Tの活用等、誰もが利用しやすい生涯学習施設や図書館の整備。

組 織 機 構 及 び 事 務 分 掌



男鹿市生涯学習推進計画（第4次）策定のあゆみ

令和3年1月8日

- ・策定委員の依頼及び開催通知

令和3年1月22日 資料配布

- ・男鹿市生涯学習推進計画（第4次）（案）の送付

令和3年1月26日 第1回 策定委員会

- ・委嘱状交付、委員長及び職務代理者選出
- ・第1回修正案作成

令和3年3月 8日 第2回 策定委員会

- ・第2回修正（最終案）
- ・生涯学習推進計画策定

【生涯学習推進計画策定委員会】

委員長：三浦 豊彦（社会教育委員の会委員長）

職務代理者：糸井 由美子（生涯学習奨励員協議会会長）

《生涯学習部会》

三浦 豊彦（社会教育委員の会委員長）

蛸名 節子（社会教育委員の会副委員長）

糸井由美子（生涯学習奨励員協議会会長）

《社会体育部会》

今野 恵一（スポーツ推進委員会委員長）

《芸術文化部会》

松橋 義弘（芸術文化協会会長）

《学校教育部会》

加賀谷 正人（学校教育課課長）